

平成 27 年度～平成 29 年度

第3期中期計画

～「『ふくし立国しまね』の創造」への挑戦～

人・そだて人・ともに人・くらす わが^まち^ち島根づくり

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

《使 命》

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが島根づくり

—説明—

「人」「人」「人」・・・一人ひとりの尊厳を重んじる姿勢を表現

「人・そだて」・・・福祉に関わる人材・団体の育成や、地域における子育て支援などの人材育成のイメージを表現

「人・ともに」・・・住民同士のつながり（共助）、住民と施設・団体、団体同士のつながり（協働）など人に関わるネットワークのイメージを表現

「人・くらす」・・・人と人が支え合いながら地域で安心してくらし続ける地域福祉のイメージを表現

「わが」・・・地域への愛着を表す

「島根（まち）」・・・「島根」をあえて「まち」と呼ぶ。県社協のフィールドは県全体であり、県全体をひとつの「まち」と捉える。常に県全体を見渡した視野の広い活動を行うことを表す

「づくり」・・・島根の福祉に必要なものをつくりだしていく、そして地域に普及・定着していく創造的・先導的な姿勢を表す

《経営理念》

- ・ 私たちは、一人ひとりの尊厳が重んじられ、だれもが互いに支え合って心豊かに暮らすことのできる島根づくりに貢献します
- ・ 私たちは、県民主体・会員主体を活動の基本におき、幅広い分野・団体との連携・協働を進めます。
- ・ 私たちは、常に豊かな想像力と自主性をもって先駆的事業の開発に挑戦します。
- ・ 私たちは、社会環境の変化と埋もれたニーズを敏感に捉え、広く関係者の英知と行動力を結集し、共に提言活動を行います。
- ・ 私たちは、絶えず本会経営基盤の強化・刷新に取り組みます。
- ・ 私たちは、本会が地域福祉推進の中核団体として信頼・満足されるよう、日々自らの人格を磨くとともに、専門性と実践力を高めます。

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが島根づくり

はじめに

2000年代後半から我が国はかつて経験したことのない人口減少社会に入ったとされ、その傾向は今後も加速度的に進むと予想されています。国においては、人口減少への対応を「まったなし」の課題と捉え、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す考えが示され、様々な施策が打ち出されています。

全国に先がけて少子高齢化と人口減少がすすむ本県では、数多くの自治体において近い将来コミュニティの維持が困難となることが予測されるなど極めて深刻な状況です。

しかしながら一方で、本県はお互い様などの言葉で表現される地域の互助力、人々の間の絆の強さなど他県に誇れる豊かな「社会関係資本（地域の力）」を持っています。

こうした情勢のなかで「わが島根（まち）」を今後とも持続発展させていくため、私たち福祉関係者には、目の前の困っている人に寄り添い手を差しのべるという社会福祉の原点に立ち返ることが求められているのではないのでしょうか。今こそ福祉関係者が総力を結集し、本県の豊かな地域の力などを活かしながら、一方でこれまでの常識の延長線上ではない島根独自（しまね流）の新しい価値観やアイデア、しくみを導入しながら、幅広い分野の関係者との連携をより一層強化し、地域の課題に向き合い、解決に向け取り組んでいかねばならないと考えます。

こうした考えから、「地域の持続・発展に積極的に寄与する島根独自の福祉（「しまね流ふくし」）が県民から広く合意され、各地域で実践されている社会」を10年後の本県のあるべき姿とし、そのファーストステップとなる平成27年度～29年度の3年間の到達目標と取り組む事業を明らかにした「島根県社会福祉協議会第3期中期計画」（以下「第3期中期計画」という。）を取りまとめました。

今後、市町村社会福祉協議会、社会福祉事業経営者、各種社会福祉関係諸団体等との一層の連携のもとに、役職員が一丸となってこの第3期中期計画の実現に向け挑戦してまいりますので、県民及び会員の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

おわりに、この第3期中期計画の策定にあたり、格別なご尽力をいただきました多くの関係者の皆様に対しまして厚くお礼申し上げます。

平成27年4月

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

会長 江口 博晴

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| I 基本構想 | 1 |
| 1 第3期中期計画策定の趣旨 | |
| 2 第3期中期計画の性格と期間 | |
| 3 本会の長期ビジョン(10年後本会が目指すべき姿) | |
| 4 第3期中期計画の重点テーマ及び重点項目 | |
| 5 第3期中期計画の進行管理・評価とその結果の公表 | |
| | |
| II 重点テーマ別計画 | |
| 《重点テーマ1》「しまね流ふくし」の推進に向けた新たな支え合いの基盤づくり | |
| 重点項目1 地域が一体となった子育て・子育て支援の推進 | 10 |
| 重点項目2 社会福祉法人を核とした「ふくしで地域創生」の推進 | 12 |
| 重点項目3 ファンドを活用した新たな支え合いの推進 | 14 |
| 《重点テーマ2》 誰もが社会の中でいきいきと活躍できる共生社会の実現 | |
| 重点項目4 「ふくしの学び合い」の推進 | 18 |
| 《重点テーマ3》 県域・市町村域における包括的なセーフティネット機能の強化 | |
| 重点項目5 ふくしが支える地域安心生活保障の推進 | 22 |
| 《重点テーマ4》 福祉サービスの確保と質の向上 | |
| 重点項目6 福祉人材の確保・定着支援の推進 | 26 |
| | |
| [資料編] | |
| ○策定経過 | 30 |
| ○策定委員会の概要(設置要綱、委員名簿) | 31 |

I 基本構想

1. 第3期中期計画策定の趣旨

(1) 本会を取り巻く情勢・課題

平成26年に本県の人口は70万人を下回り、国勢調査で最も人口が多かった昭和30年（1955年）の93万人弱に比べ25%減少しました。また、総人口に占める65歳以上人口の割合が3割を超えており、今後も、人口減少・少子高齢化の進展が予想されます。

そのような中、人々の価値観の多様化、核家族化、働き方などのライフスタイルの変化などを背景にかつての伝統的な結びつきが弱まり、生活の基盤である家庭や地域のあり様が大きく変わっています。子育て家庭の孤立や子育てへの不安感・負担感の増加、孤立死や自死、ひきこもりなどの社会的孤立や経済的困窮・低所得等の生活困窮、高齢者や障がい者等に対する虐待や悪質商法などの権利侵害、買い物や移動手段の確保といった日常生活の困難など地域の課題が深刻化しています。

また、福祉サービスの現場においては、福祉・介護ニーズが複雑化・多様化する一方で、少子高齢化の進行等により労働力人口が減少している中、質的・量的な福祉人材の確保が大きな課題となっています。

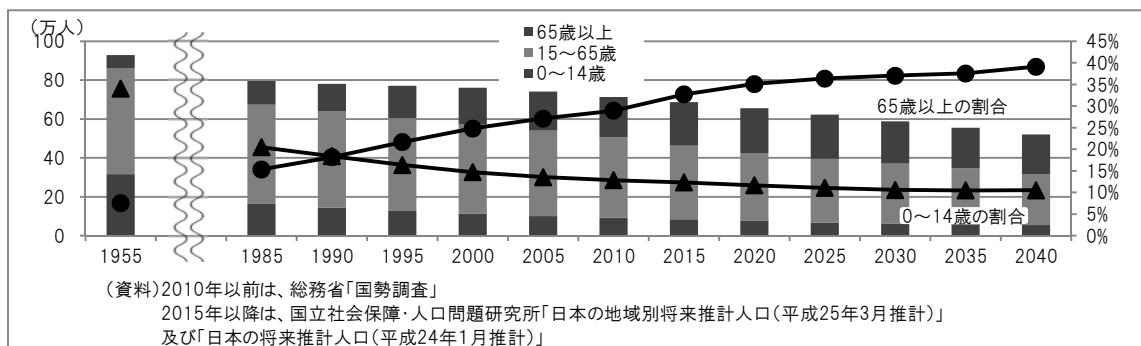
このような状況の中、地域における支え合いの仕組みづくりとその実践や社会的包摂の視点に立った年齢や障がいの有無等にかかわらず安全に安心して暮らすためのセーフティネットの強化、福祉人材の確保・育成・定着に向けた環境整備のための総合的な支援が求められています。

一方、平成26年5月に日本創生会議・人口減少問題検討分科会は、2040年に若年女性（20～39歳）が50%以上減少する市町村を「消滅可能性都市」と定義づけた将来人口推計を発表し、本県では全体の8割を超える16市町村がこれに該当すると示され、国においても魅力あふれる地域づくりを促進することを目的とした「まち・ひと・しごと創生本部」が立ち上げられるなど地方創生に向けた動きが加速化しています。

本県においては、今後、少子・高齢・過疎化の進展に伴い、地域社会の脆弱化や税収減による行政サービスの低下など公助の弱化、病院、学校・保育所、公共交通機関、商店、雇用など地域の暮らしと経済を支える基盤の弱体化等の進展により、コミュニティの消滅が危惧されます。

このような状況を踏まえ、本会としては、行政機関、福祉関係団体・職能団体、福祉専門職養成施設、マスコミ等の関係者とのより一層の連携のもとに、これらの生活・福祉課題解決に向けた事業展開を図ると同時に雇用創出や地域に新しい人の流れをつくるなど地域創生に積極的に寄与していくことが求められています。

(島根県の人口推移)



(2) 第3期中期計画の策定

このような情勢・課題を踏まえ、本会の使命・経営理念を達成するため10年後の本会の目標を描いた将来の目指すべき姿（長期ビジョン）を示し、その実現に向け特に重点的に取り組む事業を明らかにすることを目的に「島根県社会福祉協議会第3期中期計画」（以下「第3期中期計画」という。）を平成27年2月に設置した「第3期中期計画策定委員会」において取りまとめました。

2. 第3期中期計画の性格と期間

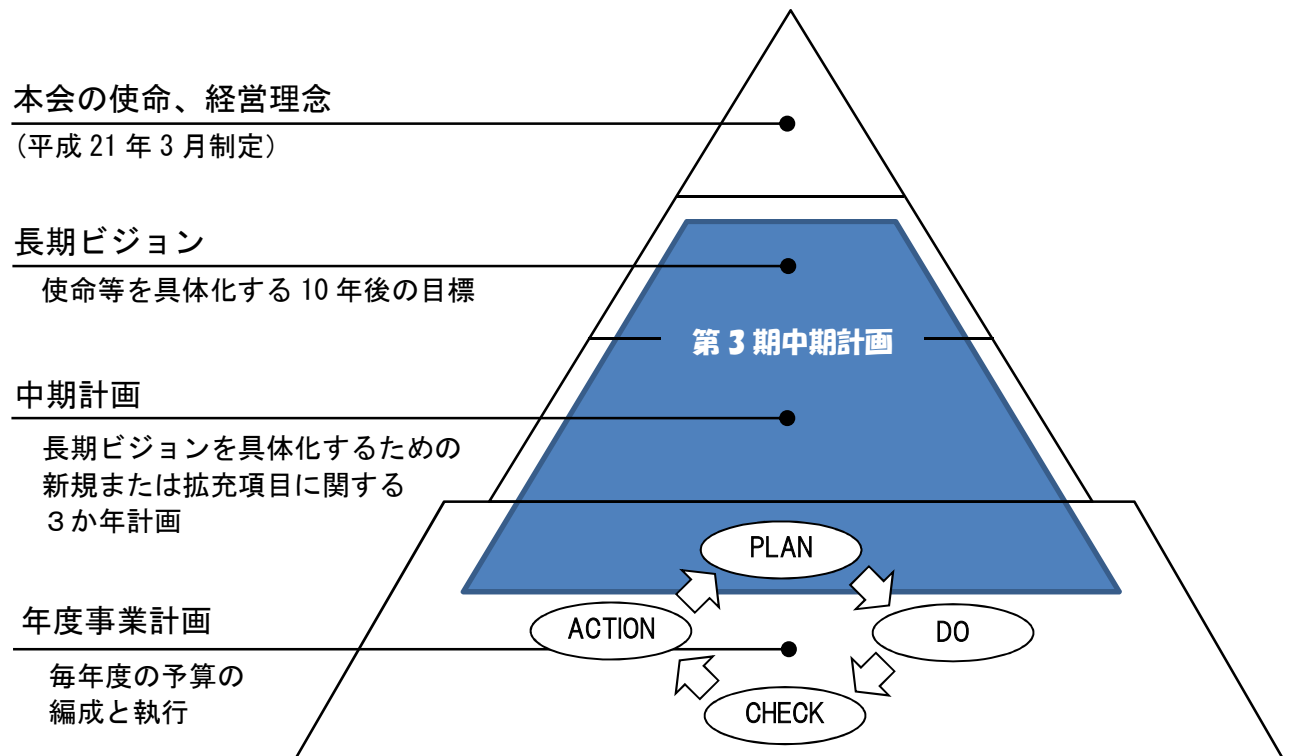
これまでの本会第1期及び第2期中期計画は、計画策定時を基点として、計画期間内に本会が実施する事業を網羅した総合的な計画でしたが、第3期中期計画は長期ビジョンを基点としてその実現に向け特に重点的に取り組む新規または拡充する項目を絞り込み、その「取り組みの方向性」、「到達目標」、今後3年間の「具体的な取り組み」等を明らかにするものです。

また、計画と実態とのズレに迅速かつ的確に対応できるよう毎年度見直しを行い、必要に応じて修正していきます。

計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3ヶ年とします。

なお、第3期中期計画に記載のない既存事業や財務、組織については、毎年度の事業計画、予算編成の中で具体的な取り組み等を明らかにします。

（第3期中期計画の位置づけ）



3. 本会の長期ビジョン（10年後本会が目指すべき姿）

従来から本会では、本県における地域福祉推進の中核的団体として、狭い意味での「福祉」にとらわれず、地域での安心した生活を支える生活・福祉課題の解決を目標におき諸事業を展開してきました。

しかしながら、ますます進展する少子高齢化・人口減少社会においては、これまでの常識や価値観にとらわれない島根独自の新しい価値観やアイデア、しくみで「わが島根」を創生していかなければなりません。

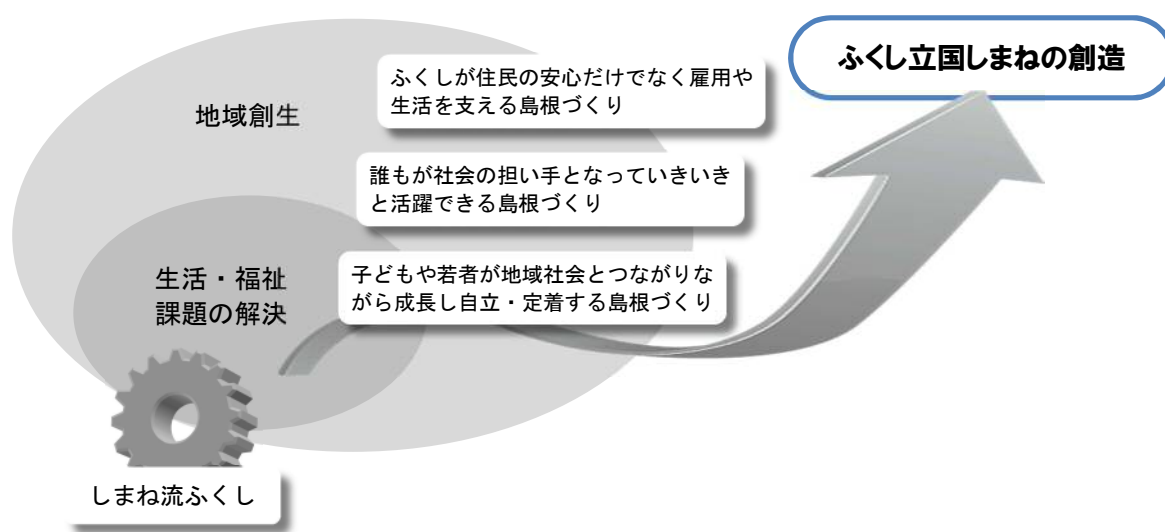
こうした考えから、「地域の持続・発展に積極的に寄与する島根独自の福祉（「しまね流ふくし」）が県民から広く合意され、各地域で実践されている社会」を目指し、生活・福祉課題の解決と同時に、「わが島根」の特性に応じ、産業・雇用、暮らし、県土整備、教育などあらゆる分野において「しまね流ふくし」をど真ん中に据えた島根づくりにこれまで本会が培ってきたノウハウを活かして貢献する『「ふくし立国しまね」の創造』を長期ビジョンとします。

また、長期ビジョンを支える3つの柱として、社会福祉協議会や社会福祉施設が中心となって住民、福祉関係者、企業、行政等が連携し、地域の産業や雇用、生活を支える「ふくしが住民の安心だけでなく雇用や生活を支える島根づくり」、日常生活の中でなんらかの支援や介助を必要とする人も地域活動や労働など社会の担い手として活躍できる環境や仕組みを構築する「誰もが社会の担い手となっていきいきと活躍できる島根づくり」、子どもや若者が地域活動やボランティア活動について学び体験する環境を整備し、「ふくし立国しまね」を創造できる人財を育成する「子どもや若者が地域社会とつながりながら成長し自立・定着する島根づくり」を掲げ長期ビジョンの実現を目指します。

（長期ビジョン）

『「ふくし立国しまね」の創造』

- ▶ ふくしが住民の安心だけでなく雇用や生活を支える島根づくり
- ▶ 誰もが社会の担い手となっていきいきと活躍できる島根づくり
- ▶ 子どもや若者が地域社会とつながりながら成長し自立・定着する島根づくり



4. 第3期中期計画の重点テーマ及び重点項目

本会の長期ビジョンを実現していくために、平成27年度～平成29年度の3年間で特に重点的に取り組む重点テーマ及び重点項目を掲げ、その実現に向け、役職員一丸となって挑戦します。

(第3期中期計画の重点テーマ及び重点項目)

| 重点テーマ | | 重点項目 | |
|-------|-------------------------------|------|--------------------------|
| 1 | 「しまね流ふくし」の推進に向けた新たな支え合いの基盤づくり | 1 | 地域が一体となった子育て・子育て支援の推進 |
| | | 2 | 社会福祉法人を核とした「ふくしで地域創生」の推進 |
| | | 3 | ファンドを活用した新たな支え合いの推進 |
| 2 | 誰もが社会の中でいきいきと活躍できる共生社会の実現 | 4 | 「ふくしの学び合い」の推進 |
| 3 | 県域・市町村域における包括的なセーフティネット機能の強化 | 5 | ふくしが支える地域安心生活保障の推進 |
| 4 | 福祉サービスの確保と質の向上 | 6 | 福祉人材の確保・定着支援の推進 |

5. 第3期中期計画の進行管理・評価とその結果の公表

本会評議員及び学識経験者10名程度で構成するモニター会議を設置し、到達目標の達成状況の点検・評価に加え、第3期中期計画を中心とした県社協事業全般についての意見を頂き、年度事業計画や第3期中期計画見直しに反映します。

その評価結果等については、本会ホームページにおいて公表します。

Ⅱ 重点テーマ別計画

重点テーマ 1

「しまね流ふくし」の推進に向けた 新たな支え合いの基盤づくり

重点 項目1

地域が一体となった子育て・子育て支援の推進

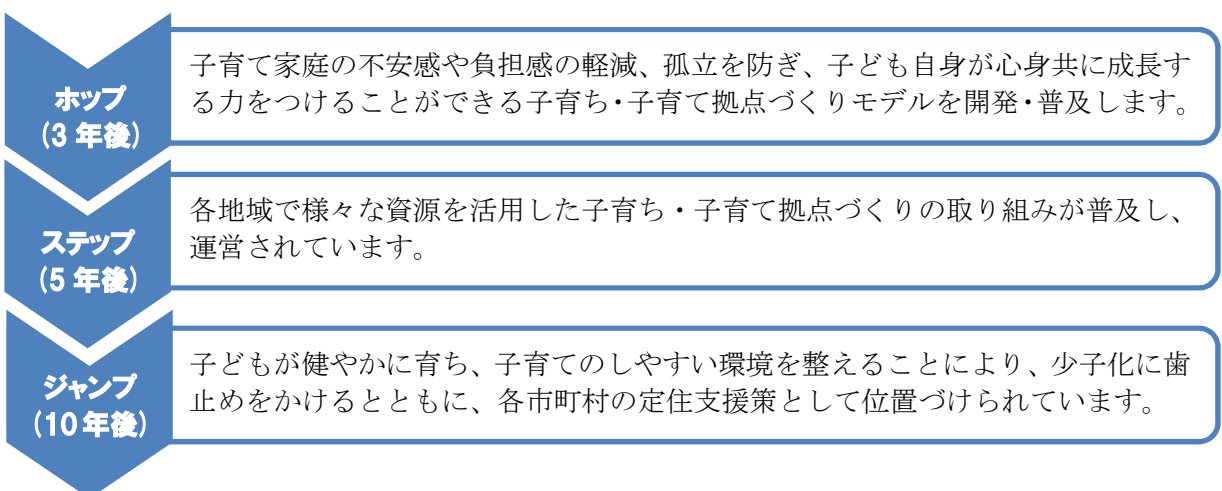
【現状・課題】

- これまで本会では、子育てサロン活動や障がい児の居場所づくり活動の推進に取り組んできました。
- 地域社会の関係性の希薄化や核家族化の進展に伴い、子育て家庭の孤立や子育ての不安感・負担感が増加しています。
- 一方、子どもが育つ過程において、様々な大人や子ども同士の関わりが減少し、そのことが子どもの育ちに影響を及ぼしています。
- また、親から子どもへの「貧困の連鎖」も大きな課題となっています。
- 「日中一時支援事業」「ハッピーアフタースクール」「放課後児童クラブ」「放課後等デイサービス事業」など公的なサービスは増えてきましたが、それらのサービスを利用できない子どもが夏休みや放課後などに安心して過ごせる居場所が少なくなっています。
- 平成 27 年 4 月から施行される「子ども・子育て支援新制度」など公的な制度が充実する一方で、すべてをカバーすることはできず、地域住民などが中心となったインフォーマルな社会全体での支援が必要不可欠となっている。
- 自治体の消滅が叫ばれる中、多くの市町村が移住・定住を促進する施策として子育て支援を重要視しています。

【今後 10 年間の取り組みの方向性】

- 地域住民をはじめとした地域内の様々な資源を活用して地域全体で子育てと子育てを一体的に支援する仕組みづくりをすすめ、公的サービスを補完し、地域における制度の隙間を埋め、切れ目のない子育て・子育て環境を構築することで、子育て世代が住みやすい、住みたい島根づくりに貢献します。

【今後 10 年間の到達目標】



【到達目標を達成するための今後3年間の主な取り組み】

①地域が一体となった子育て・子育て拠点づくりモデルの開発

(概要) 身近な地域において子育て・子育てを支える関係者を中心に支え合いを基本としたプラットフォームを形成し、親同士、子ども同士、大人と子どもの交流、情報交換、身近な相談など地域住民が交流することで、子育て家庭の不安感や負担感の軽減や孤立を防ぐとともに、子ども自身が心身共に成長する力をつけることができる地域の様々な担い手が参画した子育て・子育てを支える拠点づくりのモデルを開発します。

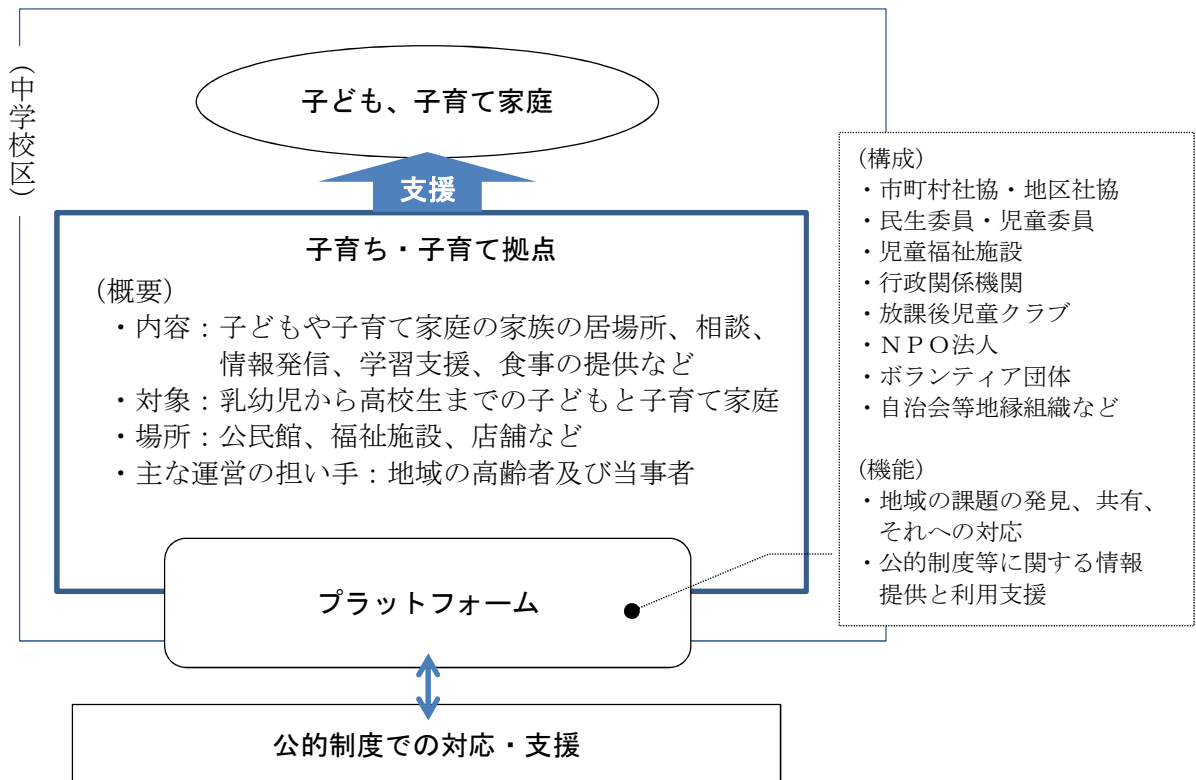
②子育て・子育て拠点づくりモデルの普及啓発

(概要) 子育て・子育て拠点づくりの実践から得た立ち上げや推進手順を取りまとめ、研修会等の開催など様々な方法により普及啓発を図ります。

【事業実施スケジュール】

| H27 | H28 | H29 |
|---|-----|-----------|
| ○実践によるモデル開発 ・プラットフォームの構築 ・拠点の立ち上げ・運営 ・推進手順の取りまとめ | | |
| | | ○モデルの普及啓発 |

【地域が一体となった子育て・子育て拠点のイメージ】



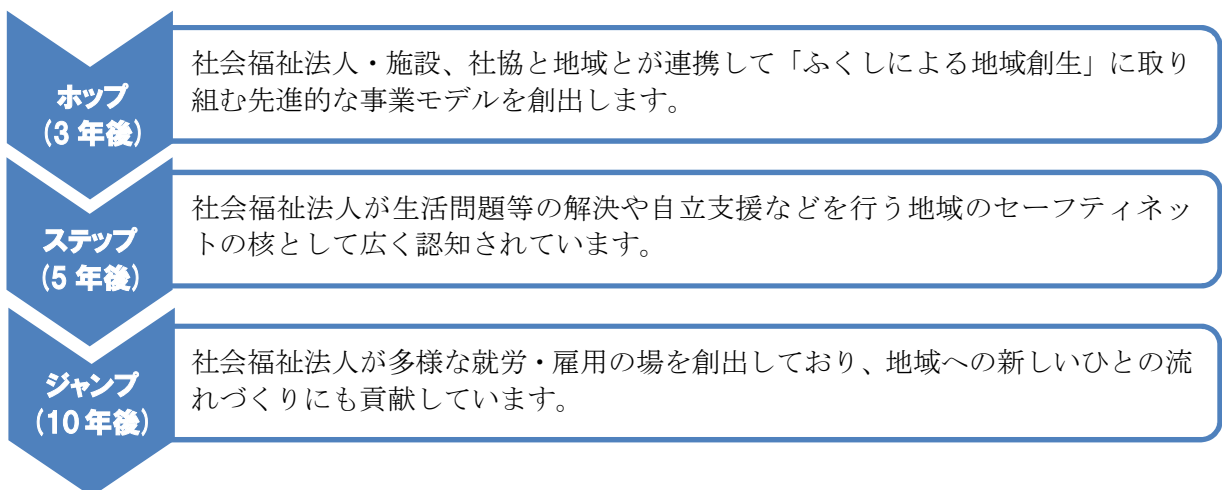
【現状・課題】

- 少子高齢化と人口減少の急速な進行、家族・地域の繋がりの弱化、暮らしと経済を支える社会インフラの縮減等に伴い、生活困窮や移動・衣食住等に関わる生活困難など制度の狭間となっている地域のニーズが顕在化しています。
- また、市町村では、平成 29 年度末までに、地域のなかで住民等の多様な主体が担っていく介護予防・生活支援サービス提供体制を整備しなくてはなりません。限られた社会資源を有効に活用するため、介護ニーズだけでなく、社会的孤立への対応や障がい者の自立生活支援、子育て支援など包括的な仕組みづくりが求められていますが、中山間地域等を中心に担い手確保などに懸念が示されています。
- 社会福祉法人は県内全市町村に存在し、多数の福祉専門職や蓄積されたノウハウなどソフトパワーと建物・設備等ハードパワーの両面を備えています。また、多数の取引先を含め、地域の雇用や経済のなかで大きな存在となっています。一方、国では、社会福祉法改正により、既存制度の対象とならないサービスを社会福祉法人が無料・低額な料金で提供することを義務付けることを予定しています。
- 地域で本当に困っているニーズに対して、社会福祉法人が潜在力を含めたそのパワーを活かし、地域と連携協働しながら支援していくことが求められていますが、こうした取組を県内で広く展開していくためには、各地域、各法人・福祉施設の個別の取り組みに加え、県及び地域全体の共同事業として一緒になって取り組む仕組みが必要です。

【今後 10 年間の取り組みの方向性】

- 社会福祉法人が地域のセーフティネットの核であると同時に、多様な就労・雇用の場を創出し地域への新しいひとの流れづくりにも貢献している「ふくしで地域創生」の具現化を、事業者団体や行政等との連携により推進・支援していきます。

【今後 10 年間の到達目標】



【到達目標を達成するための今後3年間の主な取り組み】

①施設・社協・地域連携事業モデルの創出

(概要)施設と社協、地域が連絡協議する場づくりや、地域のニーズに対応する協働事業を開発・実施するモデルを開発します。

②施設・社協・地域連携事業の推進体制の整備

(概要)事業者団体、社協や行政等が「ふくしによる地域創生」の推進方策や課題等について研究協議する会議を開催します。

③施設・社協・地域連携事業の普及啓発

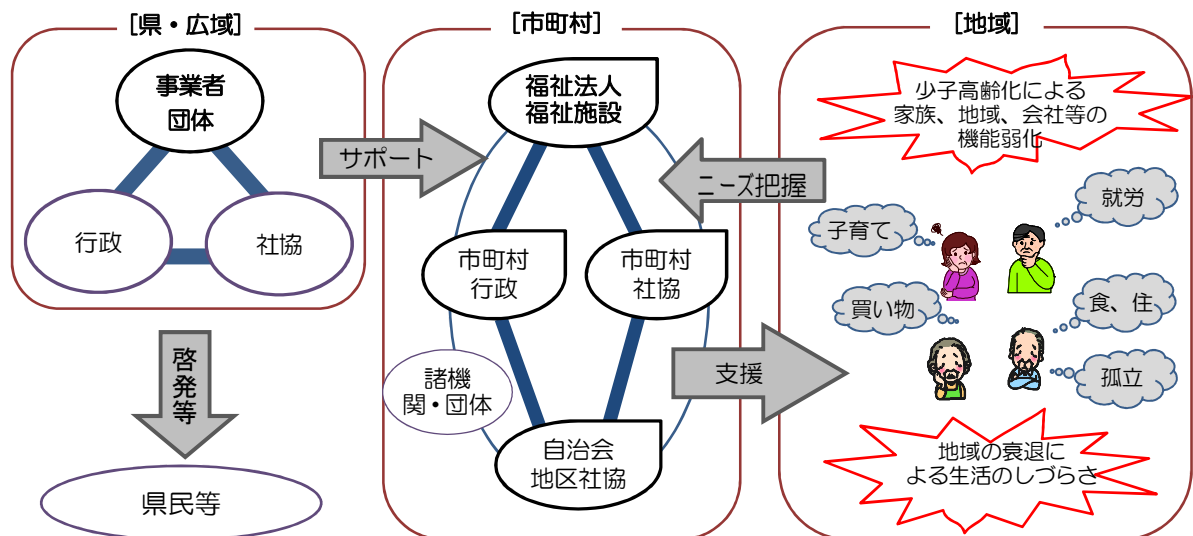
(概要)先行事例の研究や意見交換などを行う研究会を広域圏単位などで開催し、関係者の共通理解を図り、各地域での実践を促進する研究会を開催します。

【事業実施スケジュール】

| H27 | H28 | H29 |
|-------------------------------|--------------|-----|
| ○事業モデル開発 ・指定地域におけるモデル開発、普及 | → ○各地域での実践支援 | |
| ○推進体制の整備 ・推進会議の開催 | → | → |
| ○普及啓発 ・研究会の開催 | → | → |

【社会福祉法人を核とした「ふくしで地域創生」のイメージ】

- ◆幅広い年齢層の様々な生活課題や生活困窮を支援
- ◆社会福祉法人・福祉施設の資源・専門性を活用した支援を展開（例えば送迎車両を活用した移動支援、孤立防止のための居場所提供、自立に向けた就労訓練等）



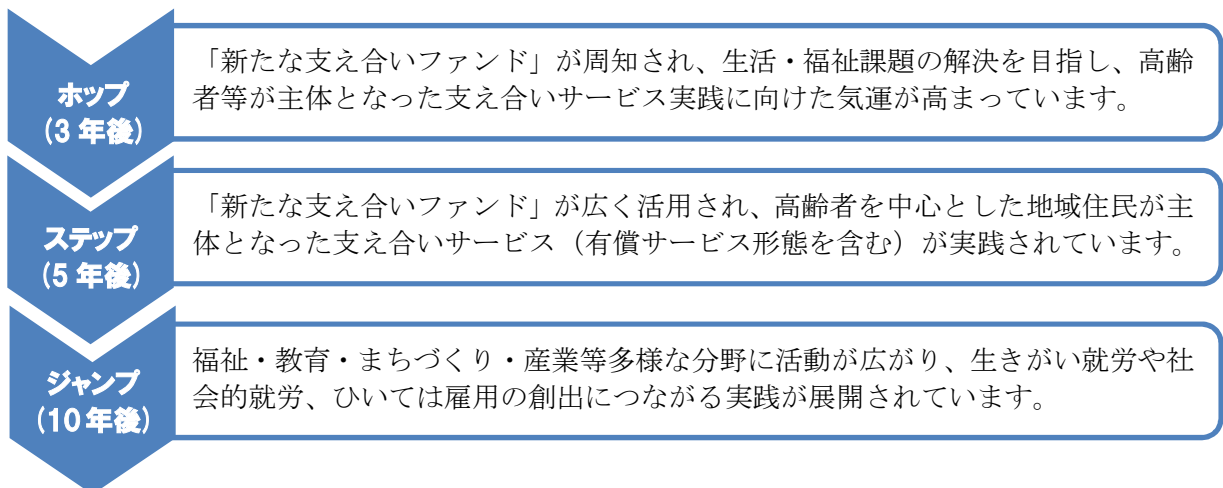
【現状・課題】

- 地域の持続・発展のために、住民が主体となって地域課題を解決していく取り組みがますます重要になっています。
- 将来人口推計では、本県の人口は大きく減少していきませんが、高齢者人口は当面（～2025年）21～22万人前後で推移していきます。
- 地域の生活・福祉課題（介護予防、日常の困りごと支援、地域の活性化、子育て支援、障がい者の就労・余暇活動支援等）の把握と、把握した課題に対応する多様なサービス提供体制の構築が求められるなか、高齢者には地域活動の主たる担い手としての期待と、自らの生きがいや介護予防にもつながっていくことから、活動立ち上げ支援等に向けた環境整備が必要です。
- 住民の地域活動がさらに発展し、“自ら楽しみ・豊かになる”いきがい就労や、新たな雇用の創出等につなげ、共生社会の実現につながることが期待されています。

【今後 10 年間の取り組みの方向性】

- 地域の生活・福祉課題解決に向けて、市町村社協が核となり、高齢者をはじめとする地域住民の活動（支え合いサービス）が広く展開されるよう、長寿社会振興基金による「新たな支え合いファンド」事業の創設も図りながら推進・支援していきます。
- 高齢者をはじめとした地域住民の活動実践を、社会における存在理由と社会的役割を見出すことのみならず、生きがいや健康づくり、ひいては生きがい就労につなげていきます。
- また、こうした活動実践団体がガバナンスを強化することで、有償サービス形態等による自立的な運営がなされるよう支援するとともに、「介護予防・生活支援サービス」の担い手として、さらには、「就労の場」としても期待される組織・団体となれるよう、関係機関等と連携しながら側面的な支援を行います。

【今後 10 年間の到達目標】



【到達目標を達成するための今後3年間の主な取り組み】

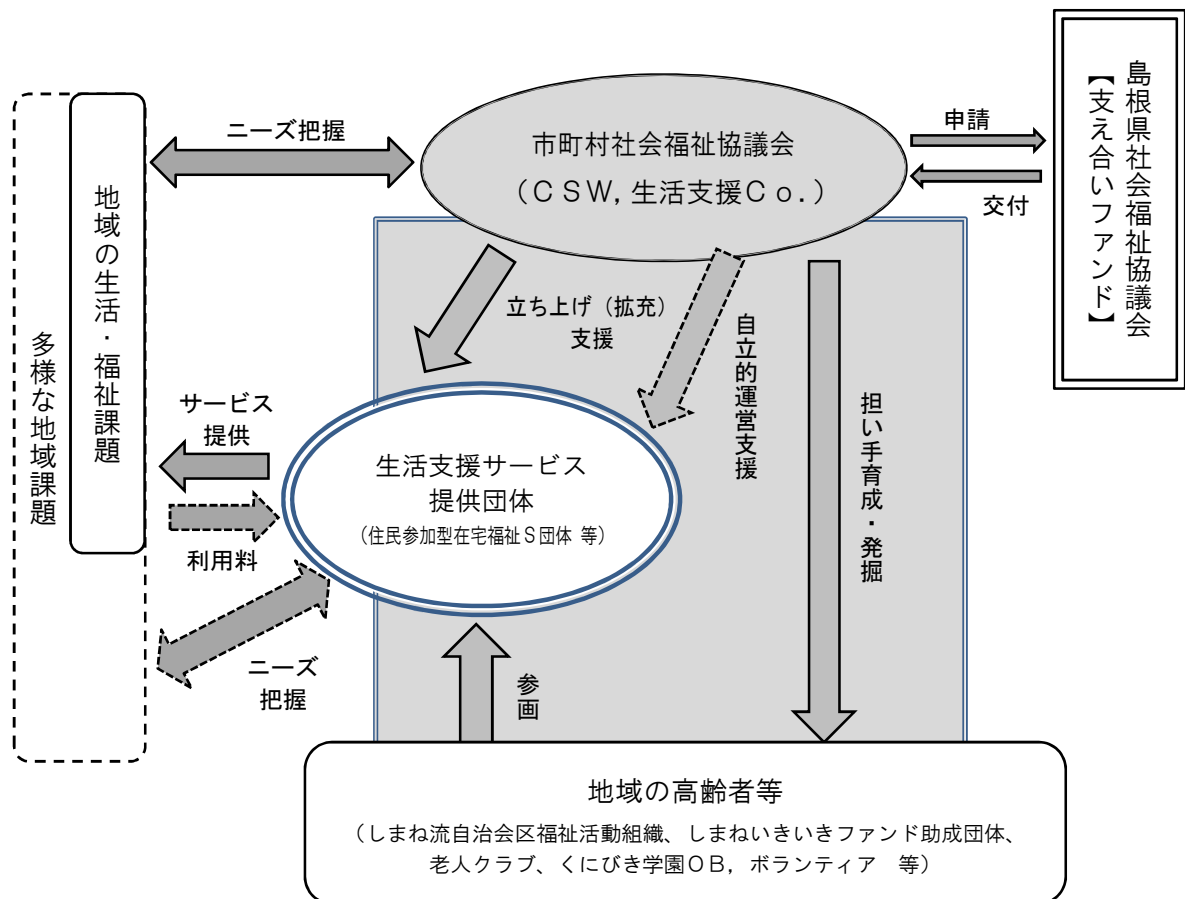
①「新たな支え合いファンド（仮称）」（新規事業）

（概要）市町村社協が核となり実施する、住民組織（生活支援サービス提供団体）の立ち上げ（又は拡充）を支援するための事業費助成をします。

【事業実施スケジュール】

| H27 | H28 | H29 |
|------------|---|--------|
| ○新規助成事業の検討 | ○新規助成事業の募集・ 審査・交付決定 ○新たな支え合いファンドに よる事業展開 | → → |

【新たな支え合いファンドのイメージ】



重点テーマ2

誰もが社会の中で いきいきと活躍できる共生社会の実現

重点 項目 4

「ふくしの学び合い」の推進

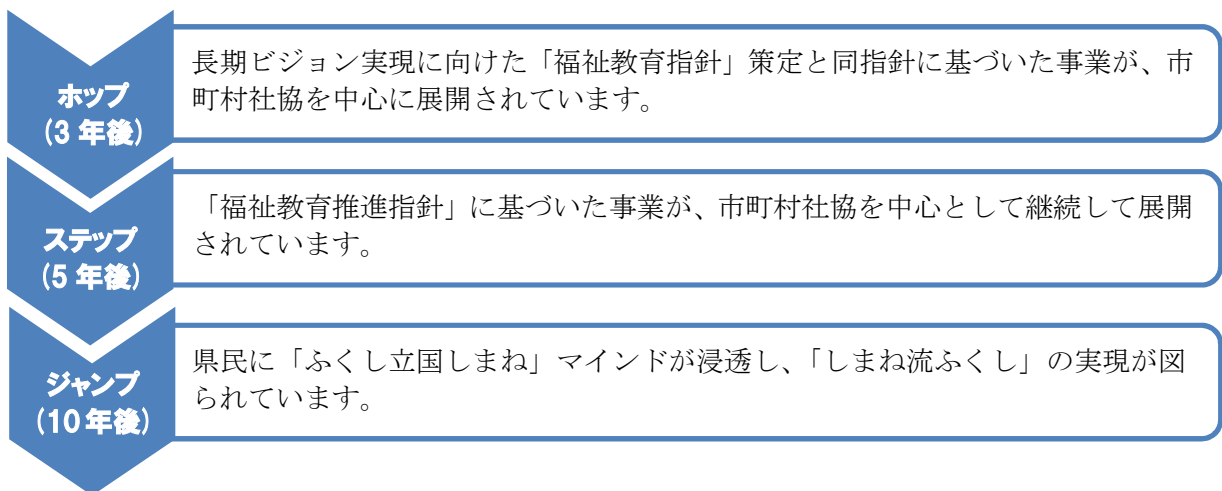
【現状・課題】

- 本会は市町村社協と連携して障がいの有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会の実現を目指す「あいサポート運動」に取り組んでいます。
- 生活困窮等により生活のしづらさや不安を抱えた人が増加する中、だれもが社会参加できる地域とするために、子どもも大人も含めた地域を対象として、社会的包摂という視点に立った福祉の学び合いが求められています。
- あいサポート運動や福祉教育の推進は、本会長期ビジョンに掲げた3本柱を推進していくための基盤となるものであり、あらゆる世代の福祉マインドを今以上に高めていかなければ「しまね流ふくし」の実現は図れません。
- これまで学校・地域・社協が協働した福祉教育実践を推進してきましたが、十分な取り組みがなされたとは言い難く、今後は社会福祉施設や企業も含めた関係機関と一層連携した福祉教育の推進が求められています。
- 一方、県民の福祉・介護の仕事に対する理解や関心が低いという要因もあり、福祉の人材確保が困難な状況にあることから、小中学生等の若い世代に向けた福祉マインドの醸成を図ることが重要です。

【今後10年間の取り組みの方向性】

- 福祉学習プログラム等を活用し、社会的包摂に向けた福祉教育、学校・地域・社協・福祉施設・企業などがつながる福祉教育、ライフステージに応じた福祉教育等の実施により、県民への「しまね流ふくし」マインドの浸透を目指します。
- 小中学生に福祉マインド醸成の一環として、安心生活を支える福祉・介護職のやりがいや魅力を伝えていきます。

【今後10年間の到達目標】



【到達目標を達成するための今後3年間の主な取り組み】

①しまね流ふくし教育推進指針(プログラムを含む)の策定

(概要) 長期ビジョンの実現に向けて、福祉教育推進事業検討小委員会の提言(H27.3 予定)を踏まえながら、平成28年度以降の本会福祉教育のあり方を示す指針を策定します。

②しまね流ふくし教育推進事業(仮称)の実施

(1) 地域を基盤としたふくしの学び合いの推進

(概要) 学校、地域、社会福祉施設、企業、社協が連携した福祉教育を推進するため、地域をモデル指定するなどして、社会的包摂に向けた福祉教育、企業に対する福祉教育などその取り組みを支援します。

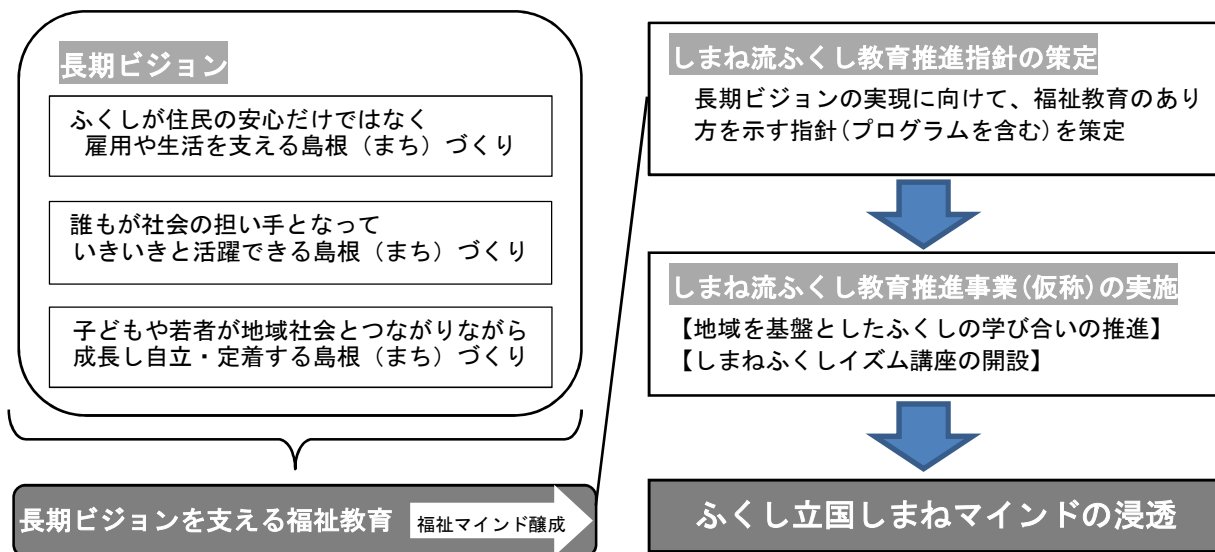
(2) 小中学生のための「しまねふくしイズム講座」の開設

(概要) 小中学生に対して、たすけあいや支えあいの心、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を認識してもらうことにより、福祉マインドの醸成を図ります。

【事業実施スケジュール】

| H27 | H28 | H29 |
|----------------------------------|---------------------------------------|--------|
| ○推進指針の策定 ○ふくし教育推進事業の検討・仕組みづくり | ○ふくし教育推進事業のモデル実施 ○「しまねふくしイズム講座」の開設 | → → |

【「ふくしの学び合い」の推進イメージ】



重点テーマ3

県域・市町村域における 包括的なセーフティネット機能の強化

重点
項目 5

ふくしが支える地域安心生活保障の推進

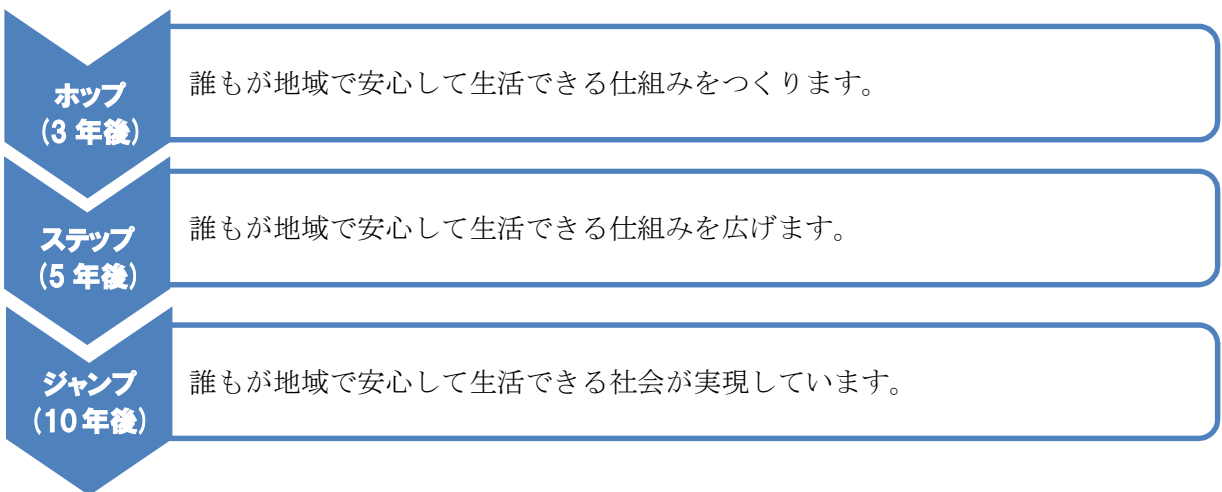
【現状・課題】

- 平成 27 年度からの生活困窮者自立支援制度施行に向け、これまで「制度の狭間」となっていた経済的困窮に加えて多重債務やひきこもり、障がいの疑い、刑余者など複合的な課題を抱えた人たちへの支援を地域のなかでどうすすめていくかが課題となっています。
- また、家族や地域など社会とのつながりが薄れ弱まるなか、判断能力の有無にかかわらず自らの権利擁護や財産管理ができない、保証人を求めても確保できないなどの障壁により地域で暮らし続けることを諦めざるを得ない人たちへの対応も大きな社会問題となっています。
- こうした無縁・孤立化し、自ら SOS を発することができない人たちを早期に発見・把握し、社会とのつながりの回復や社会参加を促し、保障するセーフティネットを、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画して構築していくことが求められています。その際には、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を行うことで、尊厳の保持や自立意欲の向上につなげていくことが重要なポイントとなります。
- こうした地域の実情に応じたセーフティネットを構築していくためには、県域において、市町村域で不足する社会的就労など社会資源の創出・開拓と広域的な調整、こうした取組を担う人材育成等をすすめていくことが必要不可欠です。

【今後 10 年間の取り組みの方向性】

- 地域での安心生活を支える仕組みを官民協働で構築することにより、誰もが地域においてそのひとらしく安心して生活できる島根をつくります。

【今後 10 年間の到達目標】



【到達目標を達成するための今後3年間の主な取り組み】

①ふくし安心生活支援ネットワークの形成

(概要) 県内各地で生活困窮者等の支援を行っている実践者や関係機関・団体等が相互に情報・経験の交換や共有等を行うネットワークを形成し、行政等との連携により、研修や共同事業などを企画・実施します。

②地域安心生活を総合的に保障する仕組みの創設

(概要) 地域で生活する上で障壁となる財産管理や身元保証など既存の制度では十分に対応できていない「制度の狭間」を保障する機能を地域のなかで担う仕組みを構築します。

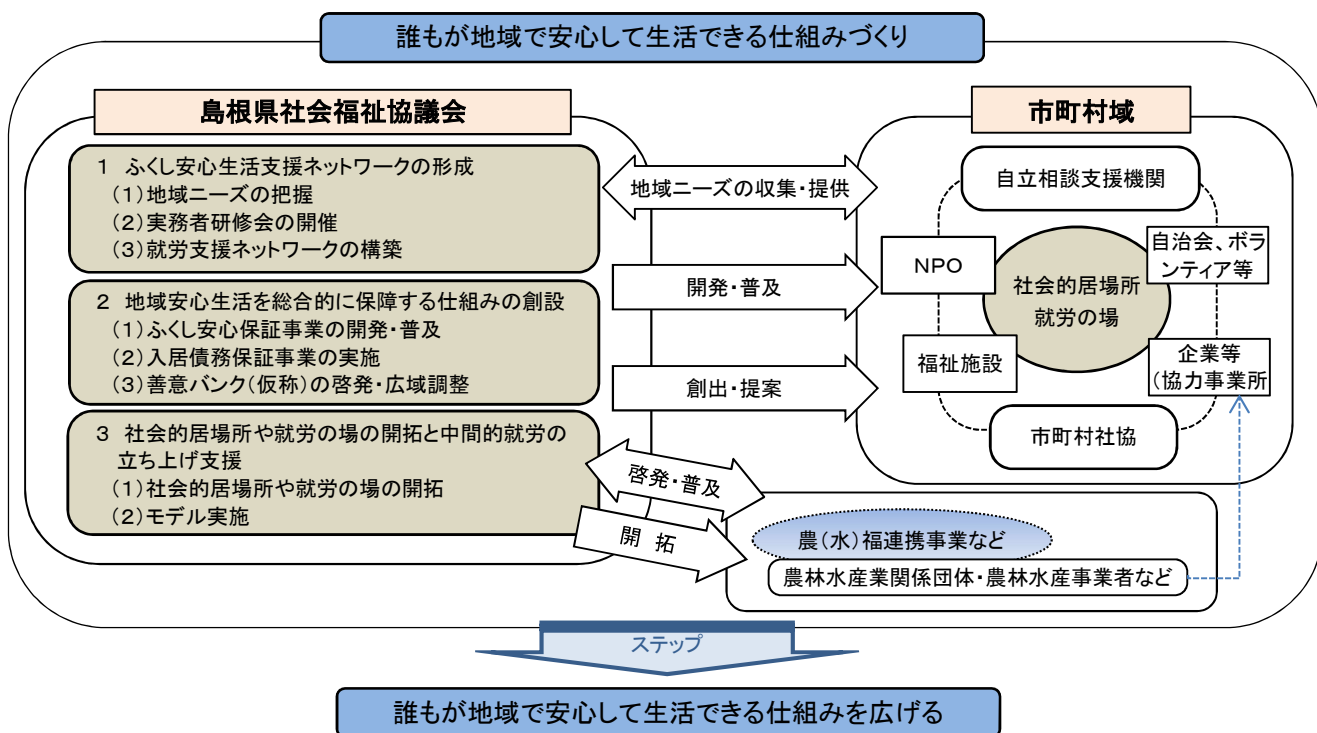
③社会的居場所や就労の場の開拓と中間的就労の立上げ支援

(概要) 生きづらさや働きにくさを感じている人たちが地域等とのつながりを強め、周囲から認められているという実感を得ることのできる居場所や就労の場を創出・開拓していきます。

【事業実施スケジュール】

| H27 | H28 | H29 |
|--|--------------------|-------|
| ○ネットワーク形成 研修会開催、共同調査研究等 | | |
| ○保証事業の実態把握・検討 | ○保証事業のモデル実施、 提言 | ○啓発普及 |
| ○社会的居場所や就労の場の開拓 検討プロジェクト設置 モデル実施 | ○モデル開発・提案、啓発 普及 | |

【ふくしが支える地域安心生活保障のイメージ】



重点テーマ4

福祉サービスの確保と質の向上

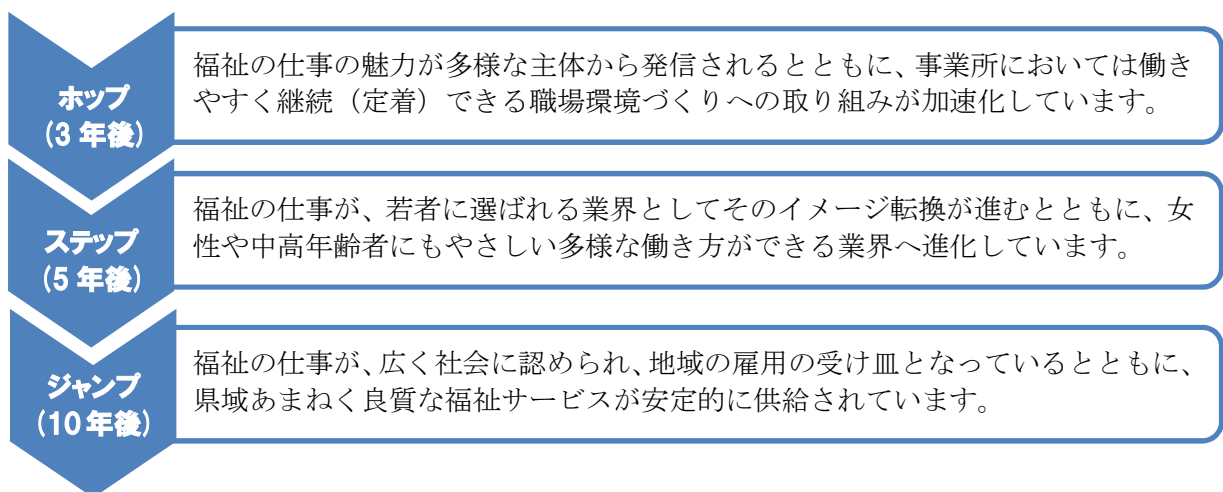
【現状・課題】

- 団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて介護ニーズの一層の増加が見込まれる中で、労働力人口は減少傾向にあり、介護人材の確保・定着は県政をあげた政策課題となっています。
- また、保育分野においても、特に市部を中心に入所定員の増加などにより、年度中途の保育士不足が慢性化しています。
- こうした背景において、新規学卒者や潜在有資格者の入職とともに、中高年齢層や他業種、さらには未就労者の中から新たな福祉・介護の担い手として入職を促進していくことが求められています。
- 同時に、多様化・高度化する福祉・介護ニーズに的確に対応するための専門性の一層の向上とともに、他産業と比較して高い傾向にある離職率改善のため、法人事業所における労働環境や処遇の向上への取り組みも急がれます。

【今後10年間の取り組みの方向性】

- 県・市町村行政をはじめ、事業者団体や労働関係団体等との連携のもとに、福祉の仕事の魅力（深さ、楽しさ、広さ）を発信します。
- 県内養成校をはじめ、県外養成校で学ぶ本県出身者の県内就職を促進させます。
- 潜在有資格者をはじめ、中高年齢者の福祉・介護分野への就職者を増加させます。
- 労働関係団体等との連携のもとに、UIターン者の福祉・介護分野への就職を促進します。
- 福祉従事者の研修体系を充実・強化するとともに、従事者のモチベーションやスキル向上に向けた取り組みを強化します。
- 求職者に選ばれるとともに、就業者が安心して働き続けられる事業所となるよう労働環境や処遇の改善を促します。

【今後10年間の到達目標】



【到達目標を達成するための今後3年間の主な取り組み】

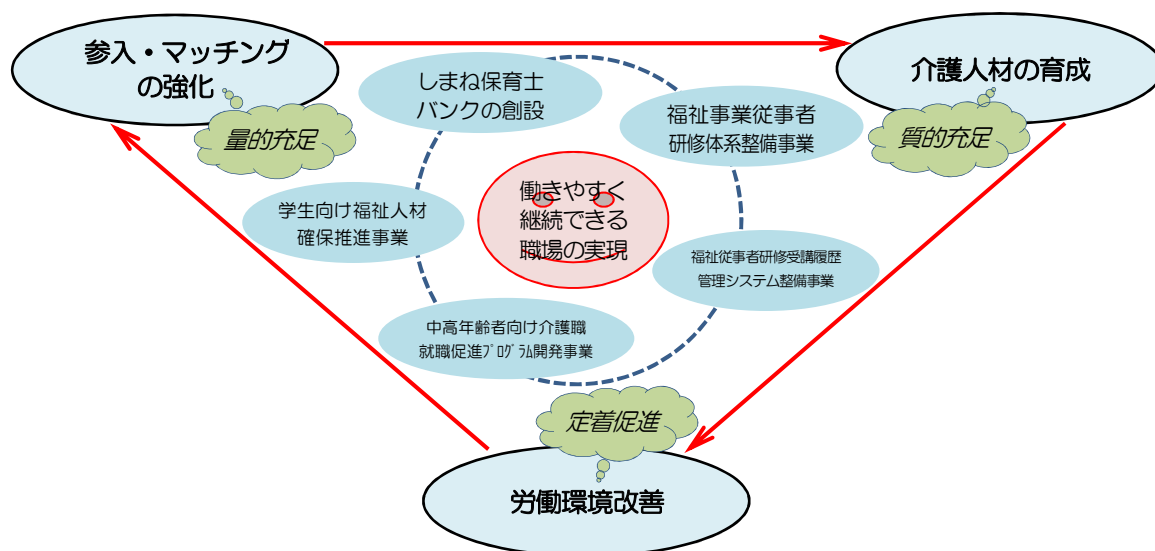
- ①学生向け福祉人材確保推進事業（「しまね福祉のお仕事ひろば（仮称）」）
（概要）県内外の養成校の学生とその保護者を対象とした就職情報を定期的に提供します。
- ②中高年齢者向け介護職就職促進プログラム開発事業
（概要）事業所の中高年齢者を受け入れる環境整備を促進するための支援や求職者向け就業支援を実施します。
- ③しまね保育士バンク制度（仮称）の創設
（概要）保育士資格保持者の保育士バンクへの登録を求めるとともに、離職者に対して離職後も「つながり」を確保し、効果的・総合的な支援を行うことにより、保育士の復職支援の強化を図ります。
- ④福祉事業従事者研修体系整備事業
（概要）種別協議会や職能団体等の参画のもとにプロジェクト会議を設置し、本会研修事業体系のあり方やこの体系のもとに必要な独自研修を明らかにし、計画的に実施します。
- ⑤福祉事業従事者研修受講履歴管理システム整備事業
（概要）従事者毎の研修受講履歴 WEB 管理システムを構築し、個々人の受講歴・修了歴の適正な管理のもとに、キャリア形成に向けた計画的研修受講を促します。

【事業実施スケジュール】

| H27 | H28 | H29 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○学生向け人材確保のスキーム検討 ○中高年プログラムの検討 ○保育士バンクの検討 ○研修体系の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○学生向け人材確保事業の実施 ○中高年プログラムの実施 ○保育士バンクの創設 ○履歴管理システムの検討 | <ul style="list-style-type: none"> ○新体系による研修実施 ○履歴管理システムの運用 |

【福祉人材の確保・定着支援の推進イメージ】

<福祉人材の質と量の好循環へのステップ>



[資料編]

○策定経過

(1)事務局内における検討

| 月 | 内 容 | |
|----|--------|-------------------------|
| 6 | 企画会議 | 策定方針、スケジュール等決定 |
| 7 | 企画会議 | 長期ビジョンの検討 |
| 9 | 企画調整会議 | 長期ビジョンに関する意見聴取 |
| | 企画会議 | 長期ビジョンの検討 |
| 10 | 企画会議 | 長期ビジョンの決定、重点項目事業策定手順等決定 |
| 11 | 各部所 | 重点項目の検討 |
| 12 | 企画会議 | 重点項目の決定 |
| 1 | 企画会議 | 第3期中期計画骨子（素案）のとりまとめ |
| 2 | 企画会議 | 第3期中期計画骨子（案）のとりまとめ |
| 3 | 企画会議 | 第3期中期計画（案）のとりまとめ |

(2)「県社協第3期中期計画策定委員会」における審議（平成27年2月～3月）

| 月 | 回 | 開催日 | 審議事項 |
|---|----------|---------------|-------------------|
| 2 | 第1回策定委員会 | 平成27年2月6日（金） | 第3期中期計画骨子について |
| 3 | 第2回策定委員会 | 平成27年3月13日（金） | 第3期中期計画(案)の策定について |

(3)正副会長会議・理事会・評議員会（平成27年3月）

| 月 | 回 | 開催日 | 審議事項 |
|---|-------|---------------|---------------|
| 3 | 正副会長会 | 平成27年3月17日（火） | 第3期中期計画(案)の報告 |
| | 理事会 | 平成27年3月25日（水） | 第3期中期計画の策定 |
| | 評議員会 | 平成27年3月27日（金） | 第3期中期計画の議決 |

○策定委員会の概要

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 第3期中期計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の今後の事業展開の方策を明確にするための指針となる「県社協第3期中期計画（案）」のとりまとめを目的として、県社協第3期中期計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、「県社協第3期中期計画（案）」を取りまとめ、県社協会長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は学識経験者、福祉関係者、行政関係者のうちから、会長が委嘱する。

3 委員会に委員長を置き、委員のうちからあらかじめ県社協会長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

(任期)

第4条 委員の任期は平成27年2月1日から平成27年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は県社協会長が招集し、委員長が議長となる。

2 必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県社協企画部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月21日から施行する。

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 第3期中期計画策定委員会委員名簿

※敬称略

※職名は委員就任当時

| 区分 | 氏名 | 所属・職名 | 備考 |
|-------|-------|---------------------|-----|
| 学識経験者 | 加川 充浩 | 島根大学法文学部福祉社会コース 准教授 | 委員長 |
| | 高尾 雅裕 | 山陰中央新報社 論説委員会 副委員長 | |
| | 森脇 建二 | 島根県経営者協会 専務理事 | |
| 福祉関係者 | 渡部 英二 | 出雲市社会福祉協議会 会長 | |
| | 杉原 宜子 | 島根県精神保健福祉士会 副会長 | |
| | 黒松 基子 | 認知症の人と家族の会島根県支部 代表 | |
| | 実重 一正 | 島根県老人福祉施設協議会 理事 | |
| | 玉田 珠美 | 島根県知的障害者福祉協会 副会長 | |
| | 西 郁郎 | 島根県保育協議会 理事 | |
| 行政関係者 | 石橋 達也 | 島根県健康福祉部地域福祉課 課長 | |